

平成30年9月 定例会（第3回）会議録（抜粋）

○2番(青山雅紀君) 皆さん、こんにちは。公明党千葉市議会議員団の青山雅紀でございます。通告に従いまして、一般質問を始めさせていただきます。

初めに、不登校の子供たちへの支援についてお伺いします。

不登校支援としては、国では初めての法律となります教育機会確保法が今年の2月に施行されました。正式名称は、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律であり、学校以外での多様な学びの場の重要性やつらいときには学校を休んでよい、休養の必要性など、不登校児童生徒の一人一人に合わせた学びの機会を国や自治体が教育機会の確保等に関する活動を行う民間の団体、その他の関係者の相互の密接な連携のもとに必要な支援を講ずることが示されています。

また、何らかの事情で義務教育を修了できなかった人が通う夜間中学の設置促進や外国籍の人々の学習権が初めて保障されたことなどについて期待が高まっているところであります。私が学校に通っていたころにも、学校に来なかった友人はいました。今から思えば、その友人が抱えていたさまざまな悩みや事情などもあったように思います。

これまで、50年以上にわたり、このような不登校の子供たちに対して、学校現場では、学校へ戻すことがゴールという不登校対応を行ってきており、親もまずは学校へ戻そうと促していたように思われます。今回の法整備により、不登校の子供たちに対しては、個々の状況は関係なく、学校復帰を目指すから、まずは子供たちの個々の状況を考えることが対応の出発点となったことが大きな特徴と言えます。

子供たちが不登校となる原因はさまざまであり、悩みや苦しみを抱える状況下において登校を強いられた場合、さらに追い込まれていくケースも少なくありません。今回の法成立は、そのような子供たちの悩みや親の思いを受け入れた我が公明党の主張が随所に反映された歴史的な見直しであり、関係者からは不登校支援における大きな一歩との評価が出ているところであります。

文部科学省が昨年10月に公表した平成28年度児童生徒の問題行動、不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査によりますと、小中学校の不登校児童生徒数は約13万4,000人、うち90日以上欠席している生徒は、小中学校全体で7万7,450人であり、不登校児童生徒の約6割に及んでいます。

スクリーンをごらんください。

少子・高齢化の影響により、全児童生徒数が減少傾向にある中において、不登校児童生徒の割合が5年連続して増加傾向にあり、小学校では0.48%、208人に1人、中学校では3.01%、33人に1人となっており、全体では1.35%、74人に1人が不登校との調査結果が報告されています。

不登校に至る原因としては、人間関係やいじめなどの理由で学校に行きたくないとはっきりと意識化される場合と、本人は行きたいと思っけていても、急に頭痛や腹痛など、意識とは逆の身体症状が出てしまう場合などもあり、原因はさまざまと考えられています。例えば、発達障害支援法の成立以来、発達障害は固定された障害のイメージから可変的な障害のイメージへ変化してきましたが、当初は、なまけや親のしつけが悪い子だと言われ、誤解を受けていた時代がありました。また、近年においては、人一倍敏感さを生まれ持つ気質の子供、HSC、ハイリー・センシティブ・チャイルドが増加しつつあると聞いております。

スクリーンをごらんください。

スライドは、HSCの子供が持つ学校との相性を知るためのチェックリストであり、項目に該当する数が多いほど、学校生活をしていく中で困難な状況がふえることから、負担が大きく学校不適應を起こしやすくなると推測されています。

このように、子供たちにおけるさまざまな特性が認識されないまま、適切な指導や必要とされる支援を受けられず、結果的に不登校に至ってしまう事例もあるとされております。また、課題は、学校現場だけではなく家庭環境などにも複雑に絡み合っている場合もあり、教員だけでは対応が困難なケースも増加してきております。

福岡市では、今年度から児童生徒の不登校や貧困などの課題の早期解消に向け、スクールソーシャルワーカーを全中学校区に1人ずつ拡大配置し、子供たちへの支援や子育てなどで悩む保護者をサポートする取り組みを開始しました。また、北九州市では、不登校状態にある中学生の家庭を臨床心理士らが定期的に訪問し、一人一人に寄り添いながら、自立や社会参加を応援する事業を不登校の生徒への支援における経験とノウハウを有するNPO法人に委託し、今年度より支援を開始しています。このように、不登校支援について、NPOや民間団体などとの情報共有や連携の強化を推進する自治体も見受けられるようになってきております。

さて、今回の法整備による学校以外の多様な学びの場の概念は、学校に限定されないということであり、既に、欧米では家庭を拠点にしたホームエデュケーション、在宅教育と呼ばれる教育形態や、韓国など体験活動を重視しながら子供の個性を伸ばす教育スタイルは、公教育の一つとして認められ、教育改革をリードする役割を果たしております。

そうしたことから、日本におけるフリースクールの活動も、学校教育によい影響を与える可能性は十分にあると考えられます。しかしながら、日本のフリースクールは、設置基準がないため、運営形態もNPO法人や法人格のない任意団体、株式会社、さらに個人など、さまざまな現状にあります。このように、簡単に設置できるのがフリースクールのよさでもありますが、設置基準がないことへの不安の声も多く、さらには、学校教育法で定める学校でもないため、公的な支援策も乏しく、教育の機会が担保されていないのが現状であります。

今議会における我が会派の代表質疑において、教育相談指導教室や適応指導教室、教育センターとともに、フリースクールも貴重な学びの場であるとのフリースクールに対する本市の認識と評価が確認されました。また、個々の能力や進度に応じた学習支援のあり方として、教育委員会と教育支援団体との共同研究に向けての準備や、フリースクールの円滑な運営に係る支援として、他の自治体の取り組みも踏まえ検討していくとの考えが表明されたところであります。

そこでお伺いします。

一つに、不登校の子供たちが年々増加している中において、本市では不登校の子供たちに対してどのような取り組みを行っているのか。

二つに、ライトポートやグループ活動、教育相談指導教室などの外部機関を利用している児童生徒数と利用による成果について。

三つに、ライトポートやグループ活動、教育相談指導教室などの外部機関に通うことができない児童生徒に対しては、本市ではどのような支援が大切と考えていますか。

以上、3点お伺いします。

次に、障害のある方への支援についてお伺いします。

ヘルプカードとヘルプマークについてお伺いします。私は、平成 28 年の第 3 回定例会で、初めてヘルプカード、ヘルプマークを紹介させていただきました。昨年 の第 1 回定例会では、千葉県においてヘルプカードが作成されるに当たって、本市における周知と配布方法について伺い、また、障害者福祉の案内へのヘルプマークとヘルプカードの掲載を要望させていただきました。

今回は、ヘルプカードの説明は省きますが、ヘルプカードは、自宅や外出時での緊急時には欠かせないアイテムとして多くの方がその意味を理解してくださってこそ、その効果が生まれるものであり、現在では、県内近隣市だけではなく、全国的に市単独でヘルプカードを作成し、配布する自治体も見受けられるまでになってきており、周知も進んできていると感じております。また、ヘルプカードについては、東京 2020 オリンピック・パラリンピックに向け、日本人だけでなく、外国人観光客にもよりわかりやすい案内用図記号とするため、平成 29 年 7 月 20 日に、JIS の規格が見直されましたが、その際、ヘルプマークが追加されました。

スクリーンをごらんください。

所管する経済産業省の JIS 案内用図の追加案内には、日本人だけでなく、外国人観光客にとっても、より円滑に移動しやすい環境整備の実現が期待されますとの記載があり、配慮や支援を必要とする方々を示す記号として、今後、ヘルプマークやヘルプカードが今以上に活用されていくものと考えるところであります。

そこでお伺いします。

一つに、平成 29 年 8 月より、本市において千葉県版のヘルプカードの配布を開始していますが、その配布状況について。

二つに、ヘルプカードは、外出時の事故や急病、災害時の救急時において、緊急連絡先や必要な支援の内容を周囲に伝えるものとして大変有効であります。カードが示される側である消防局など救急対応を行う機関に対してどのように周知されているのか。

三つに、配慮が必要な方がヘルプカードを携帯するに当たっては、財布やパスケースの中では、許可なく開けて確認できない場合が考えられます。特に救急搬送される場合においては、救急隊にすぐ提示できないと効果が有効でなくなります。

そこで、ヘルプカードの効果を高める携帯方法について、当局におかれましてはどのように考えていますでしょうか。

以上、3 点お伺いします。

次に、若葉区の諸問題について、更科町で発生した火災についてお伺いします。

スクリーンをごらんください。

こちらは、本年 7 月 12 日午前 3 時ごろ、若葉区更科町のスクラップ集積場で発生した火災であります。スライドは、消防ヘリ上空から撮影したものと消火活動中の現場写真です。この火災では、大量に発生する黒煙と臭気に対して周辺住民からは大きな不安の声が上がり、私のところにも、そうした多くの声が寄せられました。火災が発生した場所には、金属やプラスチックが大量に堆積されていたこともあり、消火活動は長時間にわたりました。また、消火活動により、周辺の水道の水圧が低下したため、水の出が悪くなり、住民からの苦情もありました。

消防局が消火活動に河川の水を利用する対応により、12 日の午前 11 時半ごろには水圧が回復

し、通常どおり給水を行えるようになったそうでありますが、火災の鎮火までには約 35 時間を要したと聞いております。消防職員、消防団員の皆様におかれましては、猛暑の中、長時間に及ぶ消火活動となり、疲労度ははかり知れなく、大変御苦労されたことと思います。

そこで、一つに、火災及び消防活動の概要についてお聞かせください。

二つに、鎮火まで長時間を要した理由について。

三つに、火災の出火原因について、3点お伺いします。

以上で、1回目の質問を終了します。御答弁よろしくお願い申し上げます。(拍手)

○教育次長(神崎広史君) 不登校の子供たちへの支援についてお答えいたします。

まず、本市では不登校の子供たちに対してどのような取り組みを行っているのかについてですが、各学校では、子供たちの小さな変化やサインを見逃さないように、教職員で情報を共有するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携により、子供たち一人一人に応じた指導や支援を図ることで、不登校の未然防止や早期発見に努めております。

また、教育センターでは、電話相談や来所相談の窓口を設置し、市内に住む幼児から高校生年齢までの青少年とその保護者からの相談に応じるとともに、不登校の状況を改善するため、ライトポートへの通所や教育相談指導教室への通級及びグループ活動への参加など、子供たちの成長につながる支援を行っております。

次に、ライトポートやグループ活動、教育相談指導教室などを利用している児童生徒数とその利用による成果についてですが、平成 29 年度に外部機関を利用した児童生徒数は、ライトポート 125 人、グループ活動 41 人、教育相談指導教室 13 人でした。

ライトポートやグループ活動を利用した 166 人のうち、週に数回学校に行くなども含め、学校への復帰ができた子供は、約6割に当たる 96 人となっており、復帰に至らない子供たちにおいても、仲間や指導員とのかかわりを通して気持ちが安定するなどの効果が見受けられます。

また、教育相談指導教室においては、落ち着いた環境で学習に取り組むことができることや学校行事等への積極的な参加を通して、友達との仲間意識や自己肯定感が高まり、全卒業生が高等学校へ進学することができるなど、一定の成果が得られております。

最後に、外部機関に通うことができない児童生徒に対しては、どのような支援が大切と考えるかについてですが、外出ができない、人とのコミュニケーションが苦手など、不登校の状況はさまざまであり、本市では、家庭訪問相談員の派遣や家庭のパソコンで学習できるソフトの配信など、多様な教育の機会の提供に努めてまいりました。

そのような中、教育機会確保法の施行を受け、不登校の子供たちへの支援の目標を、学校に登校できるようになることのみで捉えるのではなく、みずからの進路を主体的に捉えて社会的に自立することを目指した、一人一人の状況に応じた支援が重要であると認識しております。

また、多様な教育の場を提供する観点から、学校以外の学ぶ機会の一層の充実やフリースクール等との連携が必要と考えております。

以上でございます。

○保健福祉局次長(山口淳一君) 障害のある方への支援についてお答えします。

まず、本市における千葉県版のヘルプカードの配布状況についてですが、平成 29 年8月の配布開始から 30 年3月末までで約 3,200 枚を配布しました。なお、ヘルプカードは、各保健福祉センタ

一の窓口や障害者団体を通じて、啓発用チラシとともに配布しております。また、あわせて民生委員、児童委員に啓発用チラシを配布するなど、広く地域住民に対してヘルプカードの普及啓発に努めております。

次に、消防局など救急対応を行う機関に対するヘルプカードの周知についてですが、平成29年度に、新たに手話通訳者夜間等派遣事業を開始した際に、消防局に対して行った同事業への協力要請にあわせて、ヘルプカードの趣旨や使い方などについても説明を行い、周知を図ったところです。また、29年11月に開催された千葉県人身安全関連事案連絡会議において、ヘルプカードの趣旨等を説明するとともに、各警察署への周知を依頼しております。

最後に、ヘルプカードの効果を高める携帯方法についてですが、障害者に必要となる配慮や支援は一人一人異なり、ヘルプカードの提示も状況に応じて異なることから、障害者団体に対して意見を聞くなどし、ヘルプカードの効果を高める携帯方法について普及啓発を図ってまいります。

以上でございます。

○消防局長(石塚正徳君) 更科町で発生した火災についてお答えします。

まず、火災及び消防活動の概要についてですが、本件火災は、119番通報の入電が本年7月12日午前3時8分となります。消防隊が現場に到着したときは、最大で約8メートルの高さに山積みされた、金属やプラスチック等を含むスクラップが激しく燃えており、火災は、既に最盛期の状況でした。

消防活動の概要としましては、消防隊22隊及び航空隊1隊が出動し、消火活動及び情報収集活動を行い、火災は、翌日13日の午後2時00分に鎮火しました。なお、航空隊については、ヘリコプターテレビ電送システムを活用し、地上部隊に映像配信するとともに、空中からの消火活動を22回実施しました。また、猛暑の中での長時間活動となったことから、熱中症対策として救援車を出動させ、消防隊員に対する飲料水及び食糧の補給活動も実施しております。

被害状況につきましては、スクラップ約4,000立方メートルと油圧ショベル等の作業用資機材が焼損しております。なお、死者、負傷者等の人的被害は発生しておりません。

次に、鎮火まで時間を要した理由についてですが、本火災は、最大で約8メートルの高さに積み上げられたスクラップが、広範囲かつ立体的に燃えており、上部から放水を行っても深層部まで有効な放水が行き届かないことから、火元業者の重機2台を活用し、スクラップを少量ずつ取り除きながら消火活動を行う必要があったため、鎮火まで時間を要したものであります。

最後に、火災の出火原因についてですが、山積みされたスクラップにリチウムイオン電池内蔵の家電製品が混入していたため、スクラップ自体の重量や重機によるスクラップ搬入時の衝撃等によって、リチウムイオン電池が損傷し、雨水でぬれたことにより、ショート、発熱して、出火に至り、周囲の可燃物へ延焼したものと推定しております。

以上でございます。

○2番(青山雅紀君) 答弁ありがとうございました。不登校の子供たちへの支援については、1回目の質問で本市の取り組みについてお伺いしました。

本市では、教職員で情報を共有するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携した子供たち一人一人に応じた指導や支援、また、不登校の状態が継続する場合には、ライトポートへの通所や教育相談指導教室への通級及びグループ活動への参加など、子供たち

の成長につながる支援を、さらに、外部機関に通うことができない児童生徒への支援として、不登校支援の目標を学校に登校できるようになることのみで捉えるのではなく、みずからの進路を主体的に捉えて社会的に自立することを目指した、一人一人の状況に応じた支援が重要であると見解が示され、さらに、多様な教育の場を提供する観点から、学校以外の学ぶ機会の一層の充実やフリースクール等との連携が必要と考えているとの答弁をいただきました。

大阪府池田市では、フリースクールを運営するNPO法人に委託し、市内に住む小中学生を対象に、不登校の子供たちの居場所の提供や教育相談事業を無料で実施しております。また、川崎市では、未来ある子供たちが安心して教育を受けられるようにと、同市高津区にある子供施設「子ども夢パーク」に不登校の子供たちを受け入れる「フリースペースえん」を開設しており、NPO法人が担う公設民営施設として、利用料は無料となっております。

また、横浜市立中川西中学校は、生徒数900名を超える中学校ではありますが、困ったときや悩んでいるときに相談できる力をつけることを目標に、平成28年度より不登校でも登校できる学校として、不登校生徒が通える特別支援教室を設置、教室は、同級生に会わずに教室まで行くことができるように配慮がなされています。このように、行政が支援する施策としては、補助金制度だけではなく、施設の提供や学校教室の工夫した活用など、居場所の提供も大きな支援の一つと考えます。

さらに、大分県教育委員会では、不登校の子供たちに寄り添う支援を充実させるためには、小・中・高校とフリースクールとの連携が不可欠として、大分県フリースクールガイドラインを作成し、本年4月より、県内の公立学校や市町村の教育委員会に配布しております。

また、スクリーンをごらんください。

神奈川県教育委員会では、教育委員会とフリースクールとによる不登校相談会を開催しています。横浜市教育委員会は、後援という立場で参加しており、市内の小中学生が参加しやすい環境がつけられています。

こうした教育委員会とフリースクール側が共同して不登校相談会を主催するのは、全国的にも珍しいケースであり、県教委と市教委が協力し、推進していることは、大いに評価できます。

そこでお伺いします。

横浜市に見るようなフリースクール側との共同主催による不登校相談会や保護者会などの取り組みも必要かと思いますが、本市の見解をお聞かせください。

次に、ヘルプカードとヘルプマークについてであります。本市においては、御答弁にありましたとおり、障害者福祉のあんないや、ちば市政だより、市ホームページなどを通じて、周知していただいているところであり、地域でも障害者の身近な相談先となります民生委員、また、児童委員にもチラシを配布するなど、さらなる周知に努めていただいていることは、大変重要なことと考えます。

しかしながら、私が知る限りでは、ヘルプマークは都内の地下鉄などの優先席に表示されているほか、県内では成田空港あたりでしか余り見かけることがありません。そうしたことから、消防局や各警察署等へ一層の周知を図っていただくとともに、ふだんから、市民の皆さんが町中でヘルプマークを見かけるように工夫することで、ヘルプマークを所持し配慮や支援を必要とする方々が周りの方々に支援を求めやすくなるようにしていくことが必要と考えます。

さて、市単独でストラップ型のヘルプマークを作成、配布する自治体も広がりを見せてきておりま

す。近隣市では、船橋市や市原市、市川市も本年4月よりストラップ型のヘルプマークを市単独で作成して配布を開始しております。市単独で作成した理由としましては、船橋市障害者差別解消支援地域協議会から、ヘルプマーク導入についての提言を受けたことや、市民の方からヘルプマークについてどこで配布しているのかとの問い合わせがあった。そして、また近隣市で配布が開始されたことから、市による作成、配布をスタートしたとのことであります。

そこでお伺いします。

一つに、近隣市での動向を踏まえ、オリパラ開催都市であります本市としても、ストラップ型のヘルプマークを作成し、必要とする方に配布をしていくべきと考えます。見解をお聞かせください。

二つに、ヘルプマークは、支援を必要とされる方が単に持ち歩くだけではなく、活用されてこそ、初めてその目的が達成されるものと考えます。今後、ヘルプマークを広く一般市民に周知するためにどのようなことに取り組んでいくのか、お聞かせください。

次に、更科町で発生した火災について、2回目は切り口を変えて、環境保全、金属スクラップの保管に対する観点から質問します。

まず、今回の火災では、大量の煙が長時間にわたり発生しました。発生直後は北寄りの風でしたが、日中は東寄りの風に変わり、市内の広範囲に煙が広がったと聞いております。

1回目の質問に対する消防局からの答弁では、出火の原因として、現場は金属スクラップのほかにも使用済みの家電等も集められていて、その家電のリチウムイオン電池が損傷し、雨水でぬれたことにより、ショート、発熱して出火に至り、周囲の可燃物に延焼したものと推定されていますが、市内でも、同様の施設が多数あれば、火災リスクが非常に高いのではないかと懸念しているところでもあります。

平成30年第2回定例会において、市当局は、有害使用済み機器として、32品目の家電を保管、処分等を行う事業所については、市への届け出が義務づけられたと答弁されたかと記憶しております。

そこでお伺いします。

一つに、市内に広がった煙による市民の健康への影響について。

二つに、若葉区内には、有害使用済み機器を保管する事業所は幾つありますか。

三つに、今後の火災未然防止対策として、同じような火災のリスクのある有害使用済み機器を保管等する事業所への指導について、3点お伺いします。

以上で、2回目を終了します。御答弁よろしく申し上げます。

○教育次長(神崎広史君) 2回目の御質問にお答えいたします。

不登校の子供たちへの支援についてお答えいたします。

フリースクールとの共同主催による不登校対策相談会や保護者会などの取り組みについてですが、教育センターでは、ライトポートやグループ活動等を利用する児童生徒の保護者の情報交換の場として、保護者交流会を年に8回開催しております。今後は、不登校に悩む子供たちや保護者の方がフリースクールを含めた多様な選択肢について理解を深めるとともに、個別の事情について、直接相談する機会が得られることが大切と考えており、フリースクールとの意見交換を行う中で相談会の開催について検討してまいります。

以上でございます。

○保健福祉局次長(山口淳一君) 障害のある方への支援についてお答えします。

まず、ストラップ型のヘルプマークを作成し、必要とする方に配布することについてですが、ストラップ型に限らず、一般市民に対するヘルプマークの周知に効果がある携帯方法については、統一的行われることが重要であり、また、その周知には広域的な取り組みが必要であることから、ヘルプカードと同様に、県域での作成、配布について、千葉県に要望してまいります。

次に、ヘルプカードのほかに、今後ヘルプマークを広く一般市民に周知するため、どのようなことに取り組んでいくのかについてですが、本市では、障害者等用駐車区画について、健常者による不適正な利用を抑止し、障害者等が当該区画を適正に利用するための取り組みとして、障害者等用駐車区画を示すカラーコーンを作成し、まず、主な市有施設に設置した上で、引き続き民間施設へも設置していきたいと考えております。

このカラーコーンの作成に当たり、障害者のための国際シンボルマークとともにヘルプマークをデザインすることで、広く市民への周知に努めてまいります。

以上でございます。

○環境局長(米満 実君) 更科町で発生した火災についてお答えいたします。

まず、市内に広がった煙による市民の健康への影響についてですが、一般的な火災においては、一酸化炭素、塩化水素、アンモニア、窒素酸化物、硫黄酸化物などの人体に有害なガスが発生しますが、大気汚染の常時監視を行っている測定局で、火災現場から近い千城台北小学校測定局、大宮小学校測定局を初め、全ての大気汚染測定局で、環境基準を超過した物質はありませんでした。なお、今回の火災においては、においに関する問い合わせはありましたが、火災による健康影響について、市民からの相談などはありませんでした。

次に、若葉区内の有害使用済み機器を保管する事業所数についてですが、家電リサイクル法対象4品目と小型家電リサイクル法対象28品目を合わせた計32品目の有害使用済み機器の保管及び処分を業として行う者は、本年10月1日の猶予期限までに届け出を提出する必要があることから、有害使用済み機器を保管している可能性がある金属スクラップ場や廃品回収を行っている事業所、市内50カ所、うち若葉区においては30カ所について、現地調査を行っております。

8月末までの現地調査では、有害使用済み機器を保管、処分している、あるいは取り扱う可能性があると回答した事業所は、市全体で15カ所、うち若葉区は10カ所となっております。

最後に、今後の火災未然防止対策として、有害使用済み機器の保管等をする事業所への指導についてですが、有害使用済み機器の内部には、バッテリーや油など火災の原因となるものも含まれている場合があることから、廃棄物処理法施行令において、有害使用済み機器からバッテリー等を取り除いて保管することや有害使用済み機器の保管に当たっては、面積を200平方メートル以下、高さを5メートル以下に制限すること、その他の廃棄物や資源物と分別して保管することなど、火災及び延焼防止措置に係る保管基準が規定されております。

そのため、本市では、有害使用済み機器保管事業所に対し、有害使用済み機器の保管方法やバッテリー等の分別などの火災、延焼防止措置を適切に講じるよう周知徹底するとともに、事業所への立入検査の際にも、保管基準を遵守しているか確認し、違反が認められた場合には、廃棄物処理法に基づき改善指導を行ってまいります。

以上でございます。

○2番(青山雅紀君) 御答弁ありがとうございました。3回目は、要望とさせていただきます。

スクリーンをごらんください。

千葉県教育センターのホームページに掲載されているライトポートの案内には、集団生活に溶け込めるようにし、学習のつまづきを補い、学校生活への復帰を手助けしますと明記されています。このことは、国の教育支援センターのガイドラインにおいて、学校復帰を目指す目的にすることが設置の条件となっている関係からと思われます。

さらに、千葉県適応指導教室事業運営要領でも、設置の目的として、不登校児童生徒に対して、次の支援を行い、学校生活への復帰を手助けするとして、三つの支援内容が記載されています。

国が教育機会確保法の施行により、学校へ戻すことだけがゴールじゃないと定めても、不登校の子供を学校へ戻すために設置されたのが教育支援センターであるのであれば、矛盾が生じます。横浜市では、ことし4月から、このような矛盾を解消すべく、設置の要綱を独自に変更したとお聞きしました。

1回目の質問で、不登校支援の目標を登校できるようになることでのみ捉えるのではなく、社会的に自立することを目指して、一人一人の状況に応じた支援が不可欠であると考えたとの答弁をいただきました。ぜひ、ホームページの案内文の修正及び千葉県教育センターの要領の変更も検討していただきたいと思います。また、不登校対策という文言についてであります。法施行の理念にもあることから、対策ではなく、支援へと文言を見直していただきたいと要望します。千葉県では、本年3月に発足した千葉県議会での千葉県議会フリースクール等教育機会確保議員連盟と千葉県フリースクールとネットワークの三者での取り組みがもう既にスタートされております。

各自治体での取り組みを幾つか紹介いたしましたが、2回目の質問は、フリースクールとの共同主催による不登校対策相談会や保護者会などの取り組みについて、本市の見解を確認させていただきました。本市としては、今後は、不登校に悩む子供たちや保護者の方がフリースクールを含めた多様な選択肢について理解を深めるとともに、個別の事情について直接相談する機会が得られることが大切と考えており、フリースクールとの意見交換を行う中で、相談会の開催について検討していくとの答弁をいただきました。ぜひ、前向きな検討をお願いします。

これからの不登校支援は、学校内外における多様な学びの場の理解を深めていくことが重要であり、子供たちが安心して学べる環境を整備していくためにも、本市の不登校支援をより一層推進していただきますよう、お願いいたします。

次に、ヘルプカードの活用にあたっては、幾らカードが有効であっても、その存在を多くの人たちが知らなければ、効果を発揮することはできません。前回の質問でも紹介しましたが、我が公明党の埼玉の元女性県議が、当時埼玉県独自のマタニティマークの普及について質問し、試作化された埼玉県版が後に全国版となって普及した事例があります。私は、本来このヘルプカードは、障害のある方が訪れた先でどこでも利用できるように、また、緊急時においても、ヘルプカードの確認ができ、必要な配慮を受けられるよう、外見からも容易に確認できるような携帯方法が効果的であると考えます。

本市では、ストラップ型のヘルプマークを作成、配布することについては、県との広域的な取り組みが必要であることから、ヘルプカードと同様に県域での作成、配布については、千葉県に要望していくとのことではありますが、ヘルプマークは市のホームページからもダウンロードして手づくりで

作成可能にしている自治体もあります。ぜひ、参考にさせていただきたいと思います。

また、ヘルプカードの周知とともに、活用を図る方法として、公共交通機関での表示が効果的と思いますので、千葉都市モノレールの優先シート……

○2番(青山雅紀君) (続)優先シートへのヘルプマークの表示について御検討いただきますよう、要望させていただきます。

最後に、若葉区の諸問題について、更科町で発生した火災に関して、今回の火災のような金属スクラップヤードは、一旦火災が起きれば、生活環境保全上の支障が多分に生じる可能性も十分に考えられます。

そこで、関係部局において保管状況などの情報を共有することは重要であり、一層の取り組みを進めていただきたく要望します。

以上で私の一般質問を終わります。長時間の御清聴ありがとうございました。(拍手)